

回 覧

前 ご 政

令和8年 4月吉日

ご町内の皆様へ

前橋市長 小 川 晶
(公印省略)

土地相続登記等の義務化について (お知らせ)

日頃、市行政にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

新最終処分場及び進入路の整備にあたっては、過年度より各種の業務を実施しているところですが、今年度は土地の測量にも取り掛かる段階になりました。

事業予定地やその隣接地においては土地境界の立会いと境界確認書類の作成などが発生しますが、土地所有者の相続登記等が完了していない場合、事業の進捗に少なからず支障をきたす要因にもなります。そこで、昨今改正された法律の内容と相続登記等に関して理解を深めていただき、必要な登記を完了していただきますようお願いいたします。

(環境部ごみ政策課)

記

- | | |
|-----------------|--------|
| 1 事業予定地 | 裏面のとおり |
| 2 相続、住所変更登記について | 別紙のとおり |

(お問合せ先)

前橋市役所 環境部ごみ政策課施設整備室

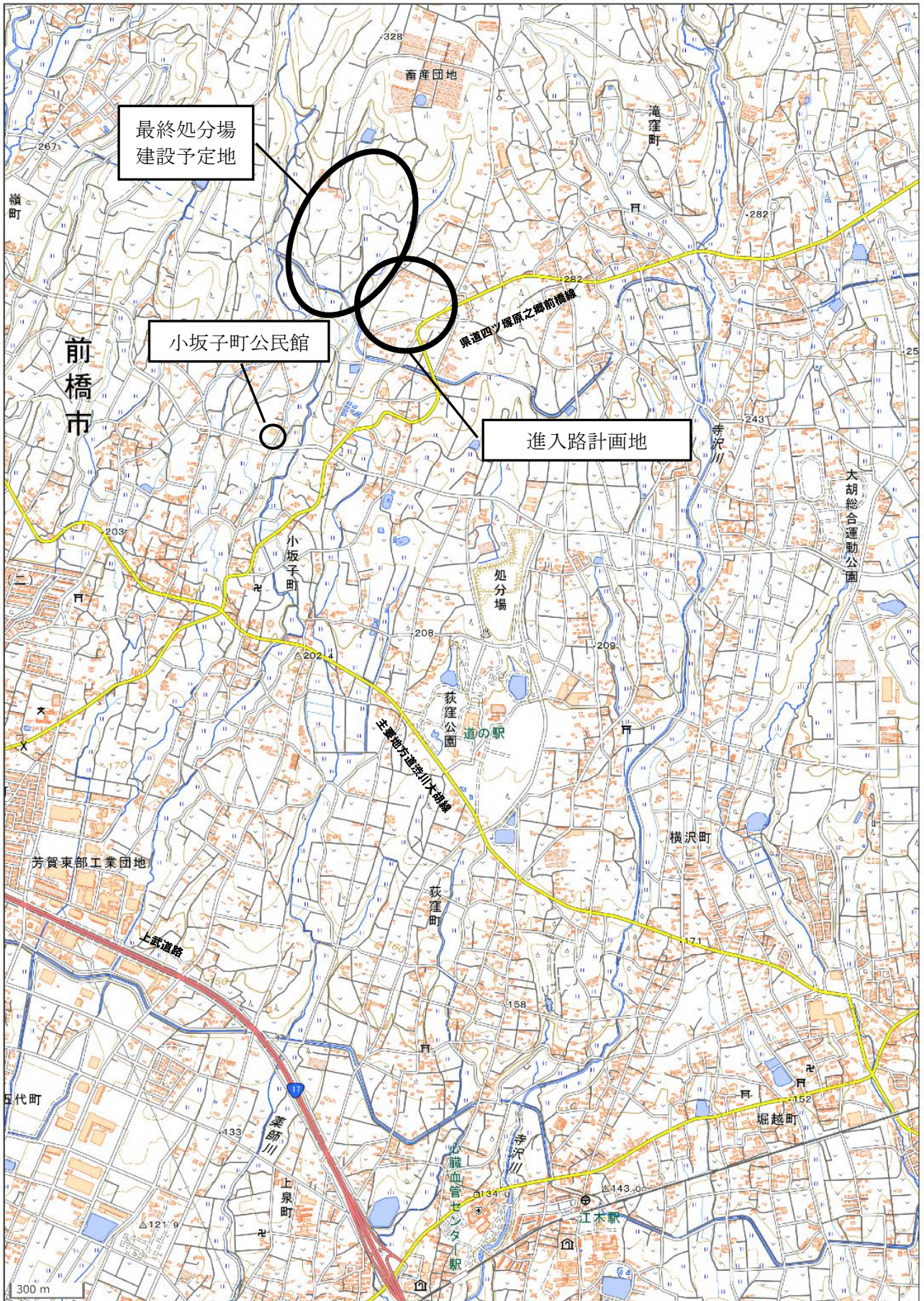
担当 阿久澤・金井・廣嶋

電話 027-898-5846 (直通)

FAX 027-223-8524

E-Mail : gomigenryou@city.maebashi.gunma.jp

・新最終処分場等位置図



相続登記、住所等の変更登記について

○少し前まで・・・

- ・相続が発生しても相続登記の申請は任意とされていました。
- ・所有者の氏名や住所が変更されても、変更登記の申請は任意とされていました。

➡ 所有者不明土地が多数発生

○所有者不明土地により起こる問題

- ・土地所有者の探索に多大な時間と労力（、費用）が必要となり、公共事業や復旧・復興事業が進まない。
- ・民間取引や土地利活用の阻害要因になる。
- ・土地が管理されず放置され、隣接する土地への悪影響が発生する。

具体例：土地境界の立会依頼者や連絡先が不明につき、用地業務や土地売買契約が遅滞もしくは停止し、事業遂行が難しくなる。

近年、法律が改正されて、相続登記、変更登記が義務化されています。

所有者不明土地の解消に向けた不動産に関するルール変更

「民法等の一部を改正する法律」令和3年4月公布

（裏面あり）

○不動産登記法改正

- ・相続登記の申請の義務化 令和6年4月1日施行

相続によって不動産を取得した相続人は、取得したことを知った日から3年以内に、遺産分割がまとまった場合には、成立した日から3年以内に相続登記の申請をしなければならない。

施行日前に変更があった場合も対象。罰則適用あり。

- ・住所等（氏名）の変更登記の申請の義務化 令和8年4月1日施行

登記簿上の所有者については、その住所等を変更した日から2年以内に住所等の変更登記の申請をしなければならない。

施行日前に変更があった場合も対象。罰則適用あり。

○民法改正

- ・遺産分割に関する新たなルールの導入 令和5年4月1日施行

被相続人の死亡から10年を経過した後にする遺産分割は、原則として具体的相続分を考慮せず、法定相続分又は指定相続分によって画一的に行う。

※施行から5年を経過すると具体的相続分の利益喪失

重要 令和8年度からは本格的に用地業務が始まります。ご自身・ご親族の所有土地の所有者や氏名住所の表記についてご確認いただき、必要な登記を完了していただきますようお願いいたします。